

事 務 連 絡

令和7年1月28日

各都道府県・政令指定都市建設業担当部局 ご担当者様

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第316号）等をもって従来から運用してきたところ
です。

今般、改正建設業法施行令の一部施行の適切な運用を図る等のため、「監理技術者制度運用マニュアル」を別添のとおり改正し、令和7年2月1日から適用することとしましたので、お知らせ致します。

貴職におかれては、監理技術者制度が的確に運用されるよう、引き続き、建設業者に対し適切な指導をお願いします。